

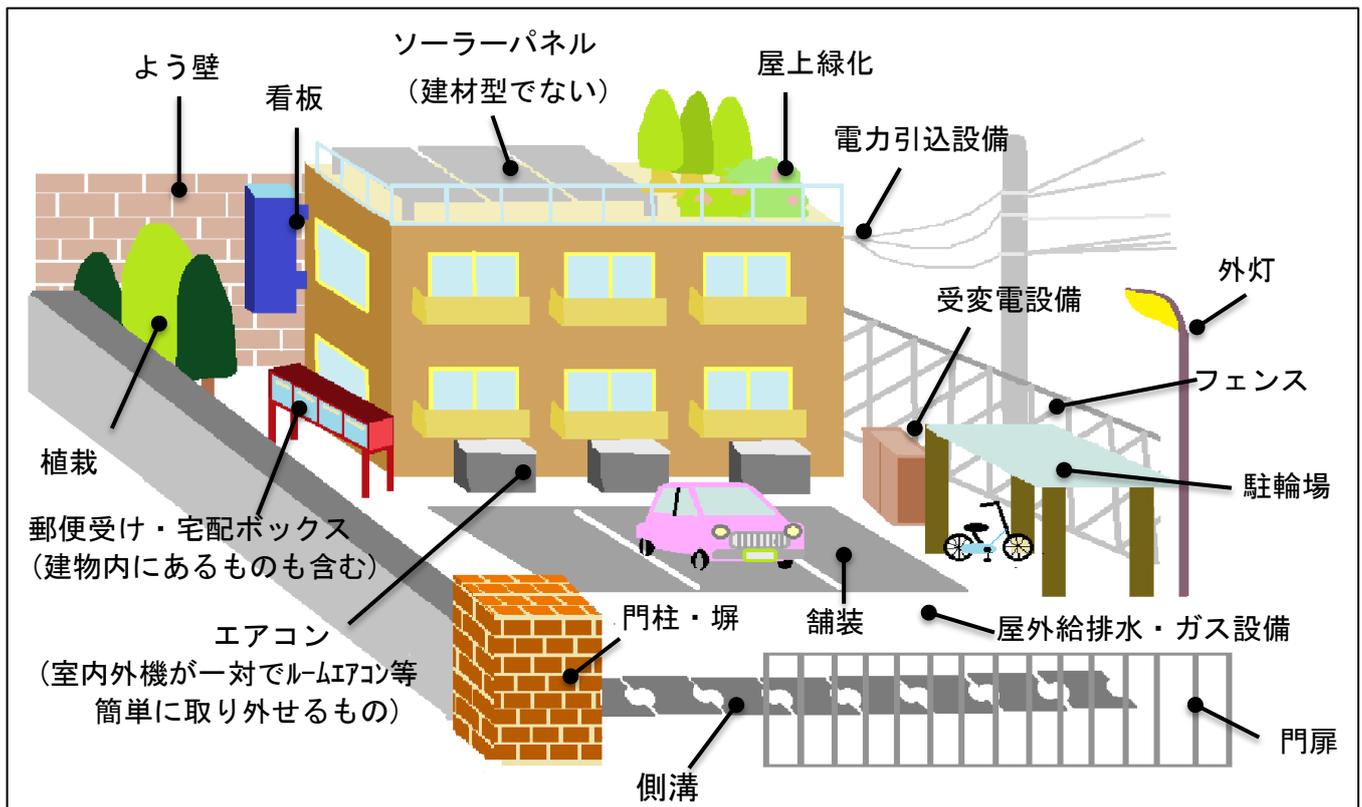
賃貸住宅、貸ビル、貸店舗及び駐車場などを経営されている方は償却資産の申告が必要です。

固定資産税には、土地・家屋のほかに償却資産があります。

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業のために用いている有形の資産（構築物・建物附属設備、器具・備品など）をいいます。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について1月末までに申告していただくことになっています。（地方税法第383条）

償却資産として申告していただく資産は？【申告対象例】



お問い合わせは

〒653-0042

神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎4階

神戸市 固定資産税課（償却資産担当）まで

電話 078-647-9433～5

建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて

1. 建物附属設備について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次により区分して課税されます。

家屋とするもの----- 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの
償却資産とするもの----- 家屋に容易に取り付けられたものや、家屋から独立して設置された設備、又は独立性の高い機器等

2. 賃借人等の方が取り付けた内装、造作等の資産（特定附属設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされる方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附属設備といいます。

特定附属設備は、テナントの方が償却資産として申告します。

所有者の方は、特定附属設備に関する届出書をご提出ください。

3. 家屋と償却資産の区分表----- 主な設備等を次のとおり例示します。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	電灯・コンセント・照明器具設備	屋外設備			◎		◎
屋内設備			○			◎	
給排水設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、井戸工事		◎		◎	
		配管、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設（取り外しが容易な瞬間湯沸器）			◎		◎
		〃（ユニットバス用、床暖房用等）	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事			◎		◎
屋内の配管等			○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン等（壁掛、床置き型）			◎		◎
		天井埋め込み等容易に移動できないもの	○				◎
消火設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ等			◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・フェンス・緑化設備等）			◎		◎
	駐車場等	機械式駐車設備、路面舗装、駐輪場等			◎		◎
	その他	ゴミ置場、メールボックス等			◎		◎